

新型コロナウイルス感染症について

1 経緯

- ・ 昨年 1 2 月以降、中華人民共和国湖北省武漢市を中心として「新型コロナウイルス感染症」が発生
- ・ 厚生労働省の公表資料によると、感染者数は 24, 539 人、死亡者数は 492 人（R2. 2. 5 正午時点）となっている。
- ・ 日本国内においては、去る 1 月 15 日に武漢市に滞在歴のある神奈川県在住の中国籍男性が 1 例目として確認されて以来、感染者は 23 人（R2. 2. 5 正午時点）となっている。

※新型コロナウイルス感染症：新型コロナウイルスによる急性呼吸器症候群。

潜伏期間は 2～10 日、発熱、咳等の感冒様症状が出現、一部は呼吸困難等の症状を呈し、肺炎を引き起こす。高齢者、基礎疾患を持つ者は、重症化のリスクが一定程度あるとされている。

2 国等の動き

- ・ 1 月 28 日 「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」を閣議決定
- ・ 1 月 30 日 「新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- ・ 1 月 31 日 世界保健機関（WHO）緊急委員会が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると公表
- ・ 2 月 1 日 「指定感染症」とする政令の施行及び「検疫感染症」とする政令の施行

3 本県の対応状況について

(1) 医療体制の確保

- ・ 感染症法に基づく医療体制の確保（感染症指定医療機関）
- ・ 「帰国者・接触者外来」の設置（二次医療圏毎に 1 カ所以上）
- ・ 「帰国者・接触者相談センター」の設置（県内 6 保健所）

(2) 「徳島阿波おどり空港」における検疫体制の強化

(3) 24 時間体制の相談窓口の設置（感染症・疾病対策室）

(4) 県民等への情報提供

- ・ 危機管理会議等の開催による情報提供、注意喚起
- ・ ホームページ等の活用による県民への周知
- 感染症予防対策の周知

「咳エチケット」、「手洗い」「宿泊施設用、観光施設用」
多言語（英語版、中国語版）ポスターの掲載

- ・ 患者発生時の情報提供（裏面参照）

(5) 県有施設への「手指消毒薬」「マスク」の配置

(6) 関係機関との連携強化

県医師会、感染症指定医療機関、保健所等との関係者連絡会議を開催

(参 考)

第1 例目患者発生時の対応について

新型コロナウイルス感染症患者（ウイルス検査陽性）を確認後、厚生労働省へ報告を行い、公表の時期・内容について調整後、厚生労働省より報道発表。

県は、厚生労働省の発表後、速やかに県民へ情報提供し感染拡大を防止する観点から「記者会見」を行う。

※公表に関する厚生労働省からの指示事項

公表については、各自治体と協力の上、厚生労働省が行う。

また、公表の時期・内容については厚生労働省と調整を行った上で実施すること。